

金融機関のデジタル資産ビジネス参入とそのリスクについて

中沢 浩志（埼玉学園大学）

デジタル資産はステーブル・コイン（SC）、セキュリティ・トークン（ST）、（狭義の）暗号資産に大別され、金融機関（銀行・証券会社）にとって新たなビジネス領域となる可能性が高まっている。本発表では、これらの資産の特徴や法規制、リスク構造を分析し、金融機関のビジネス戦略とリスクを展望する。

法規制面では、本邦の改正資金決済法により法定通貨担保型 SC の発行は銀行、信託会社、資金移動業者に限定される。米国でも 2025 年成立の GENIUS 法により連邦レベルの準備資産規制が確立した。ST は金融商品取引法上の「電子記録移転権利等」として第一項有価証券並みの厳格な規制対象となり、暗号資産も資金決済法から金融商品取引法の枠組みへの移行が 2026 年 7 月に法制化され、2027 年度中に施行される見込みである。税務・会計の整備も進行中だが、暗号資産の私法上の財産権や分岐時の権利帰属など、未解決の法的課題は多い。

デジタル資産はスマート・コントラクトによる契約自動化等今まで存在しなかったメリットが多々あるが、秘密鍵の紛失、サイバー・リスク、暗号資産価格の激しいボラティリティなど固有のリスクを内抱する。

金融機関の戦略としては、SC や ST は既存のインフラとの補完関係を築きやすく、参入が必要な領域であろう。一方、暗号資産は本源的価値の評価が難しくそのビジネスの将来性に不透明性が残る。暗号資産の分散型金融（DeFi）は無から生み出すトークンの市場価値上昇に依存することが障害となり得る。暗号資産ビジネスについては、実需のある大手サービスとの連携を追及するとともに、カストディ業務やトレーディング業務でスケールメリットを追求することが考えられる。

リスク管理においては、サイバー・リスク、マネロンを含むコンプライアンス・リスク、ミスが即損失に繋がるオペレーション・リスク、市場リスクの 4 分野への対応が不可欠である。特に、企業形態を持たない分散型自律組織（DAO）との取引には高度な管理体制が求められる。